

令和3年5月24日

公共工事等担当者 各位

総括工事監査監

熱中症対策に資する現場管理費の補正試行に関する一部見直しについて

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮した工事現場の熱中症対策に掛かる経費については、「霧島市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行工事実施要領（令和2年3月4日制定）」を定め、「熱中症対策に資する現場管理費の補正試行について（令和2年3月9日付け総括工事監査監通知）」により、現場管理費の補正を試行していますが、通知の一部を下記の変更点のとおり見直し、試行することとしたので通知します。

この通知は、令和3年6月1日から適用します。

なお、令和2年11月20日付けの一部見直しにおける資料（別添1及び別添2）は廃止します。

【変更点】

1. 別添1「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」を令和3年5月版に更新する。
2. 別添2「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」の日最高気温を2011年から2020年までの10年間の日ごとの日最高気温の平均値に更新する。

【問い合わせ先】

総務部工事契約検査課 検査G（内線：3911）